

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
がとる日)

目 次

◇ 告 示 町等の区域の変更等（市町村振興課）

国土調査法による事業計画の決定（農村整備課）

種畜証明書の交付（畜産課）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則による知事が定める額の決定（建築課）

◇ 公 告 林業種苗法による講習会の開催（森林保全課）

◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（中小企業課）

告 示

鳥取県告示第六百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から別図一に示す区域内の町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止し、当該区域をもって別図二に示す次の町の区域を新設する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更、字の区域の廃止並びに町の区域の新設は、平成六年十一

月一日からその効力を生ずる。

平成六年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町の名称

同上の区域の境界線（平成五年十二月二日現在の地番等による。道路又は水路を分ける線は、それぞれの線の延長線又は二線の端を結ぶ直線とする。）

東福原六丁目

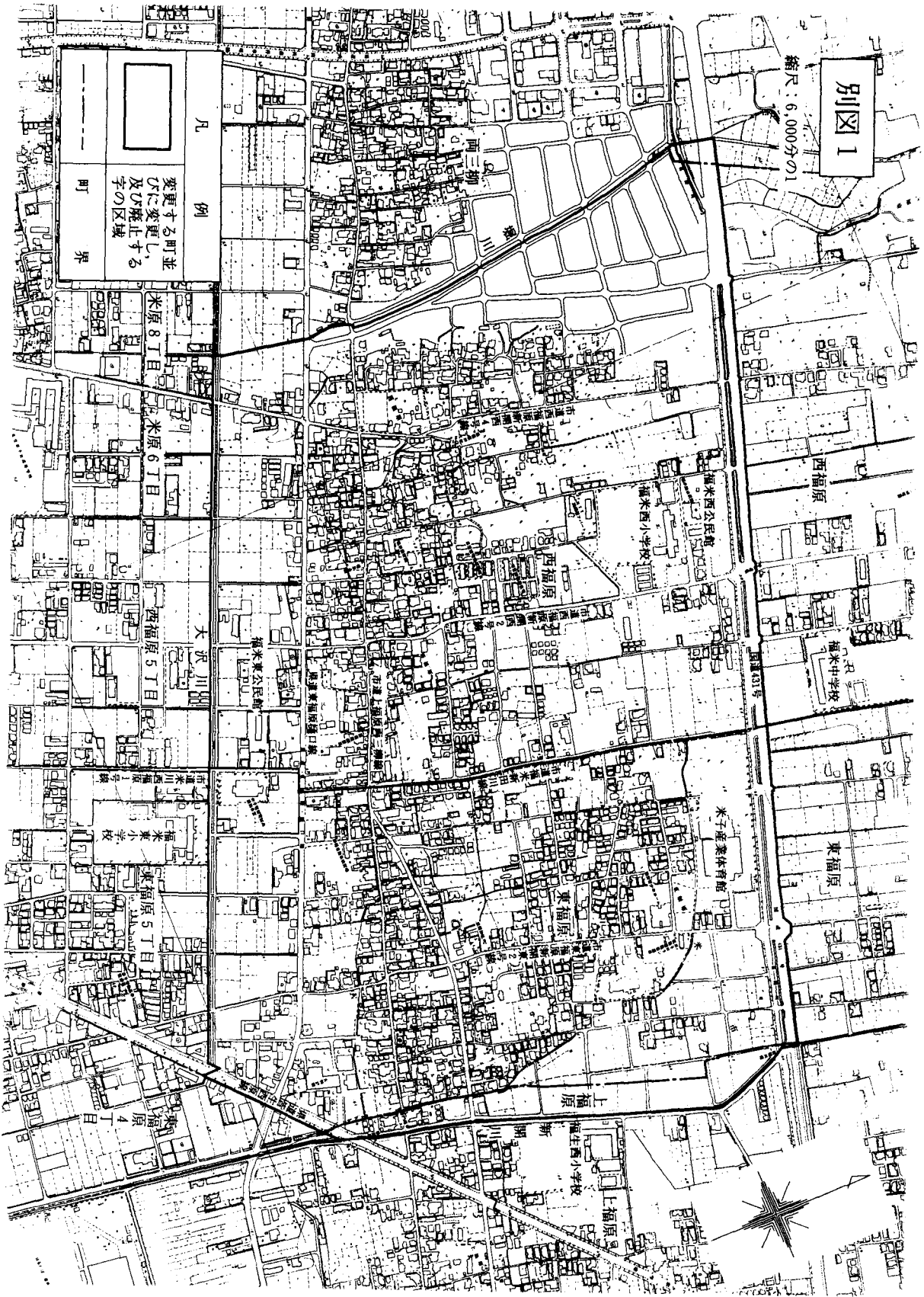
東福原字大沢一と東福原五丁目の境界線、県道皆生西原線の西側線、大沢川の南側線、東福原字大沢三、七九八の八、七九九の七の各西筆界、東福原字大沢三、七一六の四の南筆界及び西筆界、東福原字大沢三、七二四の三の南筆界、東筆界及び北筆界、市道米川西福原一号线の東側線、東福原字大沢三と西福原字御建通悪水西の境界線、東福原字御建通悪水東と西福原字御建通悪水西の境界線、東福原字屋敷通西境と西福原字御建通悪水西の境界線、東福原字屋敷通西境と西福原字大向屋敷通悪水西の境界線、東福原字屋敷通西境九五六の一九の南筆界及び東筆界、市道上福原西三柳線の北側線、新開川の中心線、県道皆生西原線の東側線

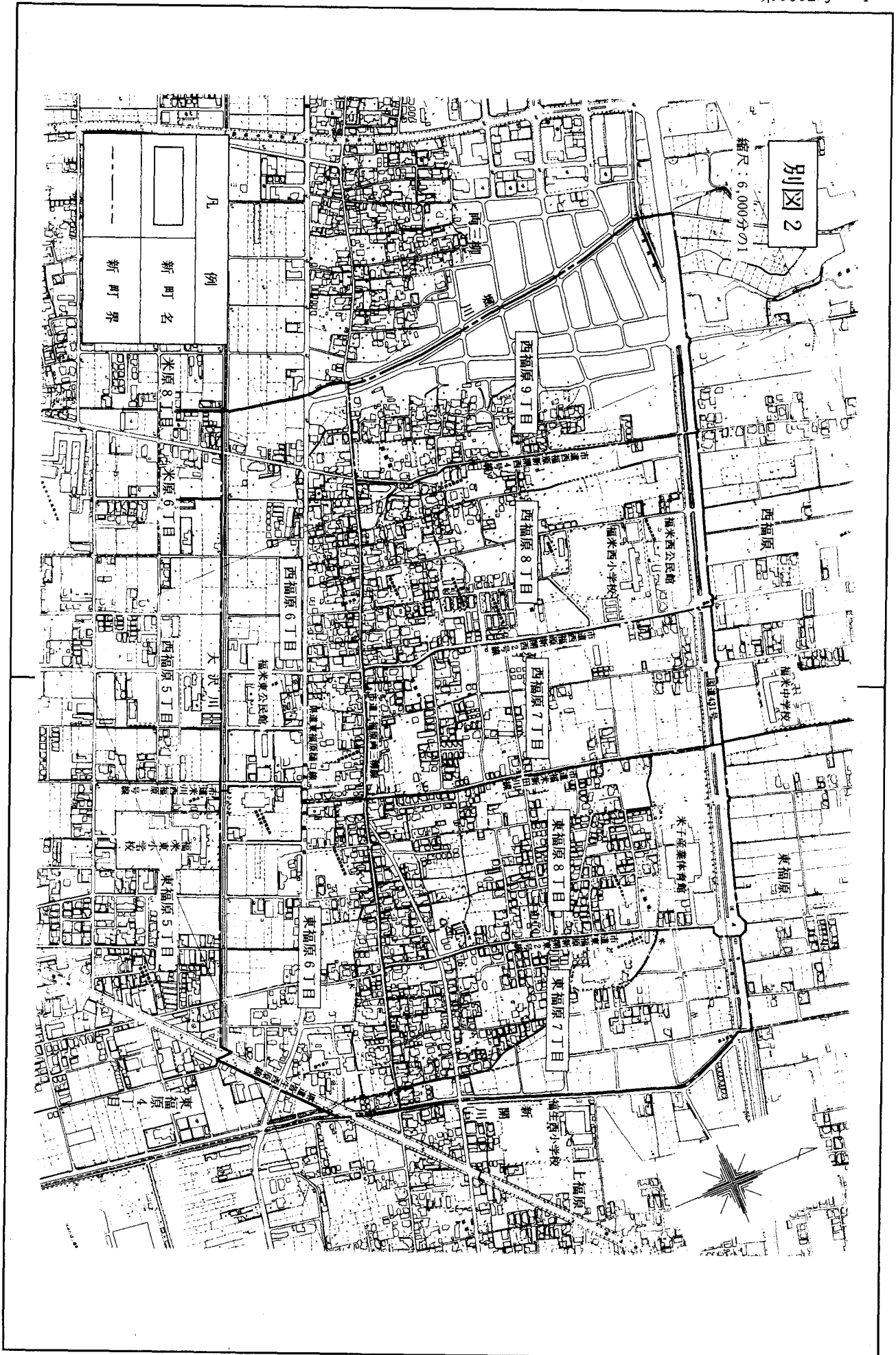
東福原七丁目

市道上福原西三柳線の北側線、市道東福原新開東二号線の東側線、東福原字屋敷通大境八八四の二の南筆界及び西筆界、東福原字屋敷通大境八八三の五の西筆界及び北筆界、東福原字屋敷通大境八八三の二〇の西筆界、市道東福原新開東二号線の東側線、東福原字北原ノ七、一二二六の一の北筆界、東福原字北原ノ七、一二二七の五の西筆界、東福原字沖林ノ一、一二八四の六の西筆界、国道四三二一の北側線、東福原字沖林ノ一、一二五九の四の東筆界、東福原字沖林ノ一、一二五九の五の南筆界、東福原字沖林ノ一、一二五九の五の南筆界と東筆界が交わる点と上福原字北浜沖開一七四四の二の西筆界と南筆界が交わる点を結ぶ線、上福原字北浜沖開一七四三、一七四三の三、一七四三の二の各西筆界、新開川の中心線

東福原八丁目

市道上福原西三柳線の北側線、東福原字屋敷通西境九五六の一九の東筆界及び南筆界、東福原字屋敷通西境と西福原字大向屋敷通悪水西の境界線、東福原字大向西境と西福原字大向屋敷通悪水西ノ二





鳥取県告示第六百二十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成六年度における事業計画を定め、次のとおり追加したので、同条第五項の規定により告示する。

平成六年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 調査を行う者の名称 | 調査地域 | 調査期間 | 調査面積 (平方キロメートル) |
|-----------|--|--------------|--------------------|
| 鳥取市 | 鳥取市海蔵寺、紙子谷、広岡、船木、桂木及び生山の各一部 | 平成七年三月三十一日まで | 一・六一 |
| 福部村 | 岩美郡福部村大字細川、大字高江、大字箭溪、大字栗谷及び大字八重原の各一部 | 〃 | 二・一三 |
| 郡家町 | 八頭郡郡家町大字大門、大字殿及び大字市谷の各一部 | 〃 | 〇・四三 |
| 船岡町 | 八頭郡船岡町大字船岡、大字下濃及び大字上野の各一部 | 〃 | 〇・六三 |
| 北条町 | 東伯郡北条町国坂及び江北の各一部 | 〃 | 三・四二 |
| 大栄町 | 東伯郡大栄町大字西高尾、大字東高尾、大字由良宿、大字妻波及び大字大谷の各一部 | 〃 | 四・七〇 |
| 東伯町 | 東伯郡東伯町大字中尾、大字槻下、大字金屋、大字杉下、大字 | 〃 | 五・三四 |

| | | | |
|-----|------------------------------|---|------|
| 赤碕町 | 東伯郡赤碕町大字篁津及び大字八幡の各一部 | 〃 | 〇・六七 |
| 西伯町 | 西伯郡西伯町大字清水川及び大字福成の各一部 | 〃 | 一・二七 |
| 淀江町 | 西伯郡淀江町大字福岡の一部 | 〃 | 〇・六六 |
| 三朝町 | 東伯郡三朝町大字本泉の一部 | 〃 | 〇・五二 |
| 会見町 | 西伯郡会見町円山、天萬、諸木及び田住の各一部 | 〃 | 一・七八 |
| 大山町 | 西伯郡大山町保田、安原、平田、上方、稲光及び妻木の各一部 | 〃 | 〇・九七 |
| 中山町 | 西伯郡中山町石井垣、潮音寺及び赤坂の各一部 | 〃 | 二・一〇 |

鳥取県告示第六百二十二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通知を受けたので、同法第八条第二項の規定により告示する。

平成六年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 種畜証明書 番 号 | 名 前 | 品 種 | 生年月日 | 産 地 | 血 統 | | 級別 | 飼養者の住所又は所在地 及び氏名又は名称 |
|-----------------------|------|------|---------|---------------|-------|--------|----|-------------------------|
| | | | | | 父 | 母 | | |
| 平 6 鳥取県1 第1号 | 丸平茂 | 黒毛和種 | 2-2-4 | 八頭郡智頭町 | 第20平茂 | まる2 | 2級 | 八頭郡智頭町 谷口雅人 |
| 平 6 鳥取県1 第2号 | 平 華 | 〃 | 2-6-29 | 〃 | 〃 | 第2はなふさ | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第3号 | 草平茂 | 〃 | 2-5-3 | 〃 | 〃 | ちずたかひめ | 〃 | 八頭郡河原町 谷口達雄 |
| 平 6 鳥取県1 第4号 | 良平茂 | 〃 | 2-4-23 | 〃 | 〃 | くまよしひろ | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第5号 | 幸 春 | 〃 | 62-2-13 | 兵庫県美方郡 村岡町 | 安谷土井 | さちこ | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第6号 | 菊次郎 | 〃 | 4-2-11 | 兵庫県美方郡 浜坂町 | 菊安土井 | ますひろ2 | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第7号 | 寿美 | 〃 | 4-2-3 | 八頭郡河原町 | 紋次郎 | 第2おおはら | 〃 | 八頭郡若桜町 津村嘉一 |
| 平 6 鳥取県1 第8号 | 花藤気高 | 〃 | 55-12-5 | 東伯郡奥金町 | 気高富士 | たみやまかみ | 1級 | 倉吉市 穴戸忠博 |

| | | | | | | | | |
|------------------------|-------|---|----------|---------------|------|---------|----|------------------------|
| 平 6 鳥取県1 第9号 | 第2国気高 | 〃 | 58・6・10 | 倉吉市 | 国気高 | みき28 | 2級 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第10号 | 第5国気高 | 〃 | 60・12・19 | 〃 | 〃 | たみやまがみ | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第11号 | 田福森土井 | 〃 | 3・1・27 | 兵庫県美方郡 温泉町 | 谷福土井 | もりふく | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第12号 | 照瀬土井 | 〃 | 4・1・25 | 〃 | 照良土井 | ふくみよし | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第13号 | 茅岸442 | 〃 | 4・10・22 | 東伯郡赤碕町 | 茂福 | なみおつ251 | 1級 | 東伯郡赤碕町 家畜改良センター鳥取牧場 |
| 平 6 鳥取県1 第14号 | 金村443 | 〃 | 4・10・23 | 〃 | 安金 | えいしげ20 | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第15号 | 菊黒450 | 〃 | 4・10・28 | 〃 | 清敏 | むつみなみ24 | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第16号 | 金辨452 | 〃 | 4・10・31 | 〃 | 安金 | まさふく2 | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第17号 | 北畠454 | 〃 | 4・11・9 | 〃 | 糸北鶴 | ささこかね25 | 2級 | 〃 |

| | | | | | | | | |
|------------------------|----------|---|---------|---|--------|----------|----|---|
| 平 6 鳥取県1 第18号 | 延梁 4 6 1 | 〃 | 4・11・24 | 〃 | 神高福 | かくかち241 | 1級 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第19号 | 若熊 4 6 3 | 〃 | 4・11・28 | 〃 | 藤桜 | くにとうげ26 | 2級 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第20号 | 鶴仲 2 | 〃 | 5・3・24 | 〃 | 糸平茂 | ちよさかえ2 | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第21号 | 糸重 5 0 2 | 〃 | 5・4・10 | 〃 | 糸福 | ふくひめ3 | 1級 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第22号 | 龍岡 5 0 4 | 〃 | 5・4・15 | 〃 | 第3神竜の4 | なみおつ311 | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第23号 | 桜茂 5 0 7 | 〃 | 5・4・7 | 〃 | 花桜 | しげはな2055 | 2級 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第24号 | 初鶴 5 1 2 | 〃 | 5・4・21 | 〃 | 初藤 | おしん | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第25号 | 茅園 5 1 7 | 〃 | 5・4・27 | 〃 | 茂福 | わしにじ133 | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第26号 | 星黒 5 1 9 | 〃 | 5・4・28 | 〃 | 糸栄 | むつみなみ24 | 1級 | 〃 |

| | | | | | | | | |
|------------------------|-------------------------|---------------|--------|---------------|---------------------------------------|---------------------------------------|----|----------------------|
| 平 6 鳥取県1 第27号 | 時権 5 2 2 | 〃 | 5・5・5 | 〃 | 糸秀 | ぶんさき 5 6 | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第28号 | 若船 5 2 4 | 〃 | 5・5・8 | 〃 | 藤桜 | きぬとち 2 3 | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第29号 | 隆安 5 2 9 | 〃 | 5・5・12 | 〃 | 誠隆 | のりこ | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第30号 | 青竜 5 3 0 | 〃 | 5・5・13 | 〃 | 第3神竜の4 | やまおと1の2 | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第31号 | 1109 ハヤチネ 85-588-3-5 | 大ヨーク シヤード種 | 3・5・20 | 西伯郡西伯町 | イワテ ハヤチネ ダブル1-893- 1005-2036-85 | イワテハヤチネダブル 2-896-5008- 6031-588 | 2級 | 西伯郡西伯町 鳥取県中小家畜試験場 |
| 平 6 鳥取県1 第32号 | サクラ 201 89-8090 | デュロツ ク種 | 元・3・28 | 広島県賀茂郡 河内町 | サクラ 201 85-8045 | サクラ 201 85-9127 | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第33号 | トットリ エル 91-425 | ランドル ード種 | 3・8・4 | 西伯郡西伯町 | 117トヨセリナ テリー-7-3 | 322テリーミヤ ホヌマソ7-4 | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第34号 | トットリ エル 92-183 | 〃 | 4・3・21 | 〃 | 138ナンバー ホヌマソテリー-7-3 | 221ナンバートヨ テリー-7-3 | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第35号 | トットリ エル 92-512 | 〃 | 4・10・4 | 〃 | 192トヨセリナ ナンバー-7-3 | 322テリーミヤ ホヌマソ7-4 | 〃 | 〃 |

| | | | | | | | | |
|------------------------|----------------------------------|-----------|---------|--------|----------------------|-------------------------------|----|--------------------|
| 平 6 鳥取県1 第36号 | トットリエル 92-524 | 〃 | 4・10・17 | 〃 | 269トヨセリナ ボヌマソフ7-4 | 320アリーミヤ ボヌマソフ7-4 | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第37号 | 2216サクラ 8214-9110-7-11 | フェロ ク種 | 4・11・15 | 〃 | サクラ 201 90-8214 | サクラ 201 89-9110 | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第38号 | 2243サクラ フェニックス 8214-5957-6-12 | 〃 | 4・12・4 | 〃 | サクラ 201 90-8214 | フェニックス6-3 ゴールドボテソシヤル 33 | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第39号 | 糸北鶴 | 黒毛和種 | 55・8・2 | 倉吉市 | 第7糸桜 | にしづる | 1級 | 東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場 |
| 平 6 鳥取県1 第40号 | 糸平茂 | 〃 | 59・2・2 | 八頭郡智頭町 | 糸北鶴 | ひらしげよし | 特級 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第41号 | 茂高 | 〃 | 60・1・16 | 気高郡鹿野町 | 高茂 | ふじひでこ2 | 1級 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第42号 | 花茂 | 〃 | 60・9・4 | 八頭郡智頭町 | 〃 | はなさき | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第43号 | 茂裕 | 〃 | 60・12・6 | 日野郡日野町 | 〃 | うめ3 | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第44号 | 高森 | 〃 | 63・5・18 | 八頭郡船岡町 | 富士森 | 第2 きたひらしげ | 〃 | 〃 |

| | | | | | | | | |
|------------------------|------|---|----------|--------|-------|-------------|---|---|
| 平 6 鳥取県1 第45号 | 第7茂鶴 | 〃 | 63・11・13 | 東伯郡赤碓町 | 糸北鶴 | わかこ7 | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第46号 | 第2宮鶴 | 〃 | 2・2・3 | 日野郡日南町 | 糸平茂 | いとまさ2 | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第47号 | 糸北土井 | 〃 | 2・4・6 | 米子市 | 糸北鶴 | やすひめ | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第48号 | 雪鶴 | 〃 | 2・3・8 | 西伯郡淀江町 | 北雪 | としひめ | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第49号 | 東雲 | 〃 | 3・1・20 | 東伯郡東伯町 | 糸北鶴 | もりしずか | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第50号 | 関雪姫 | 〃 | 2・7・18 | 東伯郡関金町 | 東高 | ゆきひめ | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第51号 | 泰東 | 〃 | 3・1・1 | 東伯郡赤碓町 | 糸北鶴 | さおもり | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第52号 | 茂気高 | 〃 | 3・2・10 | 八頭郡智頭町 | 第20平茂 | よしひらしげ | 〃 | 〃 |
| 平 6 鳥取県1 第53号 | 正平茂 | 〃 | 3・2・19 | 〃 | 〃 | 第3 たくふじた | 〃 | 〃 |

| | | | | | | | | |
|-------------------|------|---|---------|---------------|-----|--------------|---|----------|
| 平 鳥取県1 第54号 | 北平茂 | 〃 | 3・7・2 | 〃 | 〃 | きたひらしげ | 〃 | 〃 |
| 平 鳥取県1 第55号 | 雪茂 | 〃 | 3・6・12 | 東伯郡東伯町 | 北雪 | かよ2 | 〃 | 〃 |
| 平 鳥取県1 第56号 | 第7東天 | 〃 | 3・8・17 | 西伯郡岸本町 | 東天 | いとしん | 〃 | 〃 |
| 平 鳥取県1 第57号 | 第2東天 | 〃 | 4・4・8 | 日野郡日南町 | 東天 | はつひかり | 〃 | 〃 |
| 平 鳥取県1 第58号 | 智頭平茂 | 〃 | 4・7・20 | 八頭郡智頭町 | 東平茂 | ちずたまふく | 〃 | 〃 |
| 平 鳥取県1 第59号 | 糸幸美 | 〃 | 4・3・25 | 気高郡鹿野町 | 糸平茂 | いとゆきよし | 〃 | 〃 |
| 平 鳥取県1 第60号 | 東茂平 | 〃 | 4・12・19 | 倉吉市富海 | 東平茂 | ひめみや | 〃 | 〃 |
| 平 鳥取県1 第61号 | 第2糸新 | 〃 | 4・12・6 | 西伯郡岸本町 | 糸北鶴 | いとしん | 〃 | 〃 |
| 平 鳥取県1 第62号 | 糸森高 | 〃 | 4・11・17 | 岡山県苫田郡 鏡野町 | 糸平茂 | 第六 おおえふじい | 〃 | 倉吉市 岸田克己 |

鳥取県告示第六百二十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年九月一日 鳥取県指令受都計三十一第二十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市野寺字西野寺道下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市本町四丁目一〇三

川口一二三

鳥取県告示第六百二十四号

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第七条第一号の規定に基づき知事が定める額は、鳥取市の区域内の賃貸住宅につき、五十六万六千円とする。

平成六年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの講習会を次のとおり開催する。

平成6年8月26日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 受講対象者
配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者
- 2 開催の日時及び場所
(1) 日時 平成6年10月25日（火）午前9時から午後4時まで
(2) 場所 八頭郡河原町大字稲常 鳥取県林業試験場
- 3 科目及び時間
(1) 種苗に関する法令 2時間
(2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
(3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 4 受講申込手続
所定の受講申込書を平成6年9月30日（金）までに住所地在を管轄する地方農林振興局を経由して知事に提出すること。
- 5 講習受講手数料及び納付方法
講習受講手数料は10,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
筆記用具及び印章

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成6年9月9日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成 6 年 8 月 26 日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 篤 篤

○ 法第 5 条 第 1 項 の 届 出 に 係 る も の

- 1 届出者の名称及び住所
全秦通商株式会社
岡山県津山市観治町37
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーメディアランドコスモ米子店
米子市日ノ出町一丁目234-5
- 3 開店日
平成 7 年 1 月 20 日
- 4 店舗面積
995㎡
- 5 主として販売する物品の種類
書籍、雑誌、CD、ファミコン

○ 法第 5 条 第 1 項 の 届 出 に 係 る も の

- 1 届出者の名称及び住所
合名会社米子今井書店
米子市尾高町68
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
本の学校モデル書店
米子市東福原1339外
- 3 開店日
平成 7 年 1 月 12 日
- 4 店舗面積
989㎡
- 5 主として販売する物品の種類
書籍、雑誌等